

行い、藩庁に提出したときの控『下求麻控』（人吉市・願成寺所蔵）が残っている。

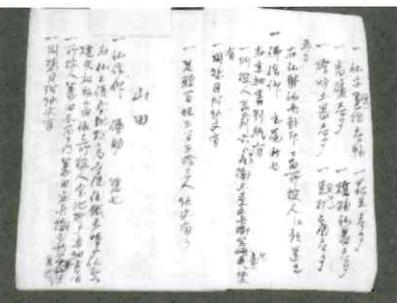
『下求麻控』には、大村、山田、原田、渡利、神瀬、大瀬、一勝地、毎床、中神、林、薩摩瀬、西浦村の下求麻二力村にわたっている。

深水一雄氏の分析では、取り調べを受けた者四百五十三人。うち仏壇があり信仰している者五十五人、仏壇がなく勧められて信仰している者三百九十八人となっている。控のうち、山田村を見てみると、

山田

一、仏信仰 傳助 惣七
右仏之儀宝地坊高寺
院住職之時分仏取上
ケ焼失被致候由、依
之所役人宝地坊より
委細書有

一、所役人蓑田庄左衛門、
蓑田庄兵衛、吉無田
直助証文有



下求麻控（人吉市・願成寺所蔵）

一、同惣目附証文有り

右役人口上此節御吟味ニ付、郷中仏信仰之者吟味仕

候得共相知不申信仰之者在之様子風聞ニ付御座候得
共行届不申残念奉存候

山田村で検挙されたのは「傳助・惣七」宅だけであった。そして①傳助宅で信仰していた「仏」（仏像）は、宝地坊の住職が高寺院住職のとき、取り上げて焼却した。このときの所役人と宝地坊の委細書がある。②所役人三人の証文がある③惣目付、足軽百姓三百九十人の証文がある④右役人の口上により、山田郷中に「仏信仰」の者が他にもいるとの風聞があり、吟味してが発見できなかつた、残念である。と言つている。

ところで、傳助とともに検挙された「惣七」とは、傳助の子であろう。この吟味の結果、どのような処分が行なわれたか。詳しいことは不明である。（以下、「傳助」は「伝助」を用いる）

◆山田村の伝助の処刑◆

山田村の伝助は、検挙の前年の安永五年（一七七六）か明和元年（一七六四）に、肥後球磨廿八日仏飯講門徒中の世話人となり、さらに八代郡坂本村鮎帰の西福寺を取次として志納金銀三百目を本山に上納している。このとき、本山から下付された御印章の写が、現在、西福寺に保存されている。「御印」とは、本願寺門主の御印判のことであり、本願寺第十八代文如門主と推測される。

印銀三百目

今度、於其地法義為相続毎月廿八日仏飯講を被相企、御門跡様へ右之通獻上遂披露候處、かねて各法義之志深き故、御本山渴仰之恩浅からず、神妙に思召候。然る上は弥ありがたく被存、毎月懈怠なく被寄合、互に心を合せ、永々御馳走可被申上候。夫に付、安心の趣は平生聴聞の如く、一念帰命のたちどころに仏の下より往生治定せしめ玉ひ、光明摂取の御利益にあづかるを正定聚の數に入るとも申なり。此信決定の上、外には公儀の捷を堅く相守、存命の間は往生座臥をえらばれず、報謝之称

名被相嗜可被遂、此度之報土往生素懷とげらるべき事肝要之旨被仰出候。依而被顯御印候者也。

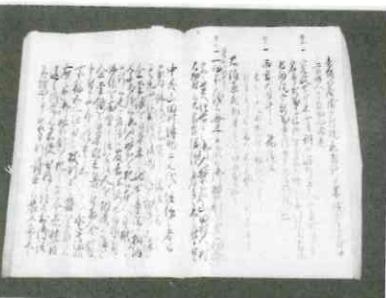
申九月廿一日

肥後球磨廿八日仏飯講 門徒中
世話人 山田村傳助
取次 西福寺

干持 安永六丁酉九月写之

その後、一向宗についての史料が途絶えるが、寛政八年（一七九六）七月に藩が領内に申渡、申聞せた達（熊本県立図書館所蔵『万雑集』、『相良家史料』所収）がある。

一向宗之儀は毎年申渡候御禁制の第一支丹宗に並べ往古よりの御大禁に候處、山田村、大村、大畑村にて右宗旨信仰の者有之夫々咎申付候、中に茂山田傳助亡父代より



万雑集（熊本市・熊本県立図書館所蔵）